

桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第16号

桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の18第1項の規定による利用の勧奨(以下「利用勧奨」という。)及び同条第2項の規定による支援の提供(以下「措置」という。)の手續に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 利用勧奨及び措置の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次に掲げる事業のうち桑名市が実施する事業とする。

- (1) 法第6条の3第3項に規定する子育て短期支援事業
- (2) 法第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業
- (3) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業
- (4) 法第6条の3第19項に規定する子育て世帯訪問支援事業
- (5) 法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業
- (6) 法第6条の3第21項に規定する親子関係形成支援事業

(勧奨対象者)

第3条 利用勧奨の対象者(以下「勧奨対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第10条第1項第4号に規定する計画が作成された者
- (2) 法第26条第1項第8号の規定による通知の対象となった者
- (3) その他対象事業の提供が必要であると認められる者

(利用勧奨の決定等)

第4条 市長は、勧奨対象者である者を発見したときは、当該勧奨対象者の状況の調査並びに課題の把握及び分析(以下「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 市長は、前項のアセスメントの結果及び次に掲げる事項を考慮して利用勧奨の実施を決定するものとする。

- (1) 勧奨対象者(勧奨対象者が児童の場合はその保護者を含む。以下「勧奨対象者等」という。)の社会的経済的状況
- (2) 勧奨対象者等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) 前2号に掲げるもののほか、勧奨対象者等の福祉を図るために必要な事情

(利用勧奨の方法等)

第5条 市長は、前条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた勧奨対象者(勧奨対象者が児童の場合はその保護者。以下「被勧奨者等」という。)に対し、口頭による通告又は桑名市家庭支援事業利用通知書(様式第1号)により通知するとともに、必要な調査、指導その他必要な支援を行うものとする。この場合において、当該決定に係る対象事業の実施機関(当該対象事業を委託して実施する場合は、受託事業者を含む。以下同じ。)への必要な情報の提供は、被勧奨者等から同意を得なければならない。

(関係機関等への報告)

第6条 市長は、必要に応じて、勧奨対象者等の状況を関係機関等に報告するものとする。

(被勧奨者等の利用料等)

第7条 被勧奨者等は、勧奨を受けた対象事業を利用する場合には、当該対象事業の利用料又は負担金及び食費等の実費を支払うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その利用料若しくは負担金を減額し、又は免除することができる。

(措置対象者)

第8条 措置の対象者(以下「措置対象者」という。)は、利用勧奨を受けた者で、第5条に規定する必要な調査、指導その他必要な支援を行ったにもかかわらず、やむを得ない事由により対象事業を利用することが困難であると認めるものとする。

2 前項のやむを得ない事由とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 勸奨対象者等の社会的経済的状況の変化が見られない場合
- (2) 疾病等により利用申請を行うことが困難な場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が措置の必要があると認める場合
(措置の決定等)

第9条 市長は、措置対象者である者を発見したときは、当該措置対象者のアセスメントを行うものとする。

2 市長は、前項のアセスメントの結果及び次に掲げる事項を考慮して措置の実施を決定するものとする。

- (1) 措置対象者（措置対象者が児童の場合はその保護者を含む。以下「措置対象者等」という。）及びその保護者の社会経済状況
- (2) 措置対象者等の身体及び精神の状況並びに置かれている環境
- (3) 前2号に掲げるもののほか、措置対象者等及びその保護者の福祉を図るために必要な事情
(措置の方法等)

第10条 市長は、前条第1項の決定をしたときは、当該決定を受けた措置対象者（措置対象者が児童の場合はその保護者。以下「被措置者等」という。）に対し、桑名市家庭支援事業措置決定通知書（様式第2号）により通知するとともに、児童記録票等に措置の実施を決定した状況等を記録するものとする。この場合において、当該決定に係る対象事業の実施機関への必要な情報の提供について、被措置者等から同意を得なければならない。

2 市長は、前項に規定する同意を得たときは、当該実施機関に桑名市家庭支援事業措置決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（関係機関等への報告）

第11条 市長は、必要に応じて、措置対象者等の状況を関係機関等に報告するものとする。

（被措置者等の利用料）

第12条 市長は、措置を実施する場合においては、当該措置に係る対象事業の利用料又は負担金を免除し、食費等の実費のみ支払を求めるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その利用料若しくは負担金の全部又は一部を徴収することができる。

（措置の解除）

第13条 市長は、措置の解除を決定したときは、被措置者等に対しては桑名市家庭支援事業措置解除通知書（様式第4号）により、当該措置に係る対象事業の実施機関に対しては桑名市家庭支援事業措置解除通知書（様式第5号）により、それぞれ通知するものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様

桑名市長

桑名市家庭支援事業利用通知書

下記の事業の利用が可能ですので、お知らせします。

記

児童の氏名		生年月日	
保護者の氏名		続柄	
事業名			
利用が必要な理由			
事業実施機関の 名称及び所在地			
主な支援の内容			
利用が必要な期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		

様

桑名市長

桑名市家庭支援事業措置決定通知書

児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり支援を提供しますので、桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則第10条第1項の規定により通知します。

記

児童の氏名		生年月日	
保護者の氏名		続柄	
提供事業名			
提供が必要な理由			
提供事業実施機関の名称及び所在地			
主な支援の内容			
上記支援を提供する期間	年 月 日 から	年 月 日	まで

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

桑名市長

桑名市家庭支援事業措置決定通知書

次の児童及び保護者に対して、児童福祉法第21条の18第2項の規定により下記のとおり支援を提供しますので、桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則第10条第2項の規定により通知します。

記

児童の氏名		生年月日	
保護者の氏名		続柄	
提供事業名			
提供が必要な理由			
提供事業実施機関の名称及び所在地			
主な支援の内容			
上記支援を提供する期間	年 月 日 から	年 月 日	まで
備考			

様

桑名市長

桑名市家庭支援事業措置解除通知書

年 月 日付け第 号により決定した措置について、下記のとおり解除しましたので、桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則第13条の規定により通知します。

記

児童の氏名		生年月日	
保護者等の氏名		続柄	
提供事業名			
提供事業実施機関の名称及び所在地			
解除年月日			
解除の理由			

教示

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、桑名市長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 上記1の決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、桑名市長を被告として、津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

桑名市長

桑名市家庭支援事業措置解除通知書

年 月 日付け第 号により決定した措置について、下記のとおり解除しましたので、桑名市児童福祉法に基づく家庭支援事業の利用勧奨及び措置に関する規則第13条の規定により通知します。

記

児童の氏名		生年月日	
保護者等の氏名		続柄	
提供事業名			
提供事業実施機関の名称及び所在地			
解除年月日			
解除の理由			
備考			